

緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付の申請を
ご希望されます皆さまへ

緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付の申請書類受付期間のご案内をさせていただきます。 【令和4年9月末で終了が決定致しました】

※ 特例貸付受付終了に伴い以下の期限内での申請をお願い致します。

・ 特例貸付の窓口受付期間は 令和4年9月30日(金曜日) まで

・ 郵送での受付は 令和4年9月30日の消印を有効としております。

又、緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付（3ヶ月分）の同時申請を検討されております皆さまにつきましては、窓口必着 (令和4年9月26日(月曜日)迄)での申請をお願い致します。

※令和4年9月26日(月曜日)を過ぎた場合は、緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付（2ヶ月）の申請となります。

※注)：審査を行う中で、書類不備や確認事項へ遅延が生じた場合につきましてはご希望の申請内容に応えられない場合も御座います。